

高松市告示第 4 7 9 号

高松市病院局告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの間に高松市が発注する物品の買入れ及び借入れ、業務の委託、役務の提供、製造の請負等（測量・建設コンサルタント業務等に係るものを除き、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までの間に高松市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約（特例政令第 5 条第 2 項第 1 号に規定する総務大臣が定める場合及び第 2 号に規定する総務大臣が定める要件を定める件（平成 3 1 年総務省告示第 3 4 号）第 2 号イに規定する資格を設定する契約（以下「中小企業者参加奨励契約」という。）を含む。以下「特定調達契約等」という。）を含む。以下「物品・委託・役務の提供等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査申請の提出期間及び方法等について定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

令和 7 年 7 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 用語の定義

（１） 市内企業・準市内企業・市外企業 第 1 3 項第 1 号ウを除き、高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（令和 8 年 1 月 1 日施行）に定めるところによる。

（２） 申請要領 令和 8 年～1 0 年高松市物品・委託・役務の提供等競争入

札参加資格審査申請要領をいう。

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿（発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ令和８年～１０年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿及び令和８年～１０年高松市病院局物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿とし、以下これらを「資格者名簿」と総称する。）に登載されたものとする。

なお、登載については、一法人又は一個人が、複数登載することはできないものとする。

（１） 施行令第１６７条の４第１項（施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

（２） 施行令第１６７条の４第２項（施行令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないこととされている者

（３） 審査基準日（令和７年７月１５日（第７項に規定する資格審査の追加申請にあっては、同項に規定する日とする。）をいう。以下同じ。）の属する月の前月の末日までに納期限の到来した市税、法人税（個人にあっては所得税。以下この号において同じ。）並びに消費税及び地方消費税（市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税）を滞納している者（申請日（資格審査を申請する日（第４項第１号オ（第８項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合は、当該補正に係る書類を提出する日を含む。）をいう。以下同じ。）までに完納した者を除く。）

（４） 市内企業及び準市内企業に該当する法人にあっては、高松市市税条例施行規則（昭和５８年高松市規則第４号）による法人設立・開設申告書を申請日までに提出していない者

（５） 審査基準日時点において、創業から１年が経過していない者

- (6) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者
- (7) 第13項第1号アからカまでに掲げる事項について同意できない者
- (8) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者

3 資格審査の業種・営業種目区分

資格審査の業種・営業種目区分は、別に定める業種別営業種目一覧表のとおりとする。

4 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、次のとおりとする。なお、詳細は、申請要領の定めるところによる。

(1) 申請方法

ア 申請書類の提出期間

令和7年8月1日（金）から同月29日（金）まで（提出期間末日までに必着のこと。）

イ 申請書類の提出方法

一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。

ウ 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

エ 申請書類の提出時間（提出場所に直接持参する場合）

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日を除く、午前9時15分から午前11時30分まで及び午後1時15分から午後3時30分まで

オ 申請書類不備の場合の補正

申請書類不備の場合の取扱いはおりのとおりとする。

- (ア) 書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付をする。令和7年9月12日（金）までに当該補正に係る書類の提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を郵送提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（令和7年9月12日（金）までに必着のこと。）とし、持参の場合は、（1）エ（令和7年9月12日（金）午後3時30分まで）とすること。

- (イ) （ア）により仮受付が無効となったときは、（1）アの提出期間内に

申請書類の提出がなかったものとみなす。なお、仮受付をした書類は、郵送で返却する。

(2) 提出書類

物品等入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること。

ア 税に関する証明書等

次の(ア)から(エ)までの区分による証明書等

(ア) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人（aについては、市外企業を除く。）

a 営業証明書

b 高松市税（全税目）についての滞納無証明書

c 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(イ) 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人

a 高松市税（全税目）についての滞納無証明書

b 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(ウ) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(エ) 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）

を有しない個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

イ その他

申請要領において必要とされた書類

(3) 登載業種数の上限

資格者名簿への登載業種数は、次の区分による数を上限とする。

ア 物品の買入れ・売払い（業種番号01から51まで） 2

イ 製造の請負・資材（業種番号61及び62） 2

ウ 物品の借入れ・業務委託・役務の提供等（業種番号 7 1 から 8 9 ま
で） 6

（アの業種に登載されているときは、6 からその登載業種数を減じた数
とする。）

5 資格審査

資格審査は、提出された申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者とし
ての適格性について行うものとする。

6 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載

次に定めるところによる。なお、詳細は、申請要領の定めるところによる。

（１） 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者につい
ては、発注機関が、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、
業種、市内企業・準市内企業・市外企業の区分その他必要な事項を資格
者名簿に登載するものとし、次号による公表をもって通知に代えるもの
とする。

（２） 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち、商号
又は名称、住所又は所在地、業種、営業種目及び市内企業・準市内企
業・市外企業の区分を高松市ホームページにおいて公表するものとする。

（３） 資格者名簿の有効期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 2 月
3 1 日までとする。資格者名簿は自動更新されないため、資格者名簿に登
載された者（以下「有資格者」という。）が、令和 1 1 年 1 月 1 日以降
において、名簿への登載を希望する場合は、再度、資格審査の申請が必
要である。

7 資格審査の追加申請（有資格者に係る業種及び営業種目の追加及び変更を 含む。）

次の表の（１）の欄に掲げる期日から令和 1 0 年 1 2 月 3 1 日までを資格者
名簿の有効期間として、それぞれ同表の（２）の欄に定める期間、資格審査
の申請（同表の（１）の欄に掲げる期日が各年の 6 月 1 日である場合は、有
資格者に係る業種及び営業種目の追加及び変更を含むものとし、追加又は
変更が認められた後の業種及び営業種目は、それぞれ同表の（１）の欄に掲
げる期日から有効となる。）の受付を行う。この場合の審査基準日は、そ

れぞれ同表の(3)の欄に掲げる日とする。

(1)	(2)	(3)
有効期間の始期	提出期間	審査基準日
令和8年6月1日	同年4月6日から同月10日まで	同年3月15日
令和8年10月1日	同年8月3日から同月7日まで	同年7月15日
令和9年2月1日	令和8年12月1日から同月7日まで	令和8年11月15日
令和9年6月1日	同年4月5日から同月9日まで	同年3月15日
令和9年10月1日	同年8月2日から同月6日まで	同年7月15日
令和10年2月1日	令和9年12月1日から同月7日まで	令和9年11月15日
令和10年6月1日	同年4月10日から同月14日まで	同年3月15日

- 8 第4項から第6項まで（第6項第3号を除く。）の規定は、前項の追加申請について準用する。この場合において、第4項第1号ア中「令和7年8月1日（金）から同月29日（金）まで」とあるのは「第7項の表の(2)の欄に掲げる提出期間（オにおいて単に「提出期間」という。）」と、同号オ(ア)中「令和7年9月12日（金）」とあるのは「提出期間に応じ当該提出期間の末日のおおむね7日後の日」と読み替えるものとする。

9 変更届

有資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その都度速やかに、変更届を発注機関に提出しなければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 次の事項について変更があったとき。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者又は受任者（法人にあっては役職名を含む。）

エ 電話番号又はファクシミリ番号

オ 組合員名簿（事業協同組合等（組合員に事業者又は事業協同小組合がいる組合等（企業組合は除く。））に限る。）

カ 申請要領において資格審査に必要とされた事項のうち、発注機関が指定するもの

10 入札参加資格の承継

（１） 次のアからキまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからキまでに掲げる者は、発注機関に対し、入札参加資格の承継の承認の申請をすることができる。

ア 有資格者が他の有資格者又は資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）と合併したとき 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

イ 有資格者が会社分割したとき 分割により資格者名簿の登載に係る営業の全部又は一部を承継した法人

ウ 有資格者又は無資格者が他の有資格者から資格者名簿の登載に係る営業の全部又は一部の譲渡を受けたとき 営業譲渡を受けた法人

エ 無資格者である個人が有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）から資格者名簿の登載に係る営業の全部の譲渡（相続を含む。）を受けた場合において、営業の同一性が認められるとき 当該譲渡を受けた者

オ 有資格個人が法人組織に変更した場合において、営業の同一性が認められるとき 当該法人

カ 有資格者である会社の取締役又は社員であった者が、当該会社の解散に伴いその資格者名簿の登載に係る営業の全部の譲渡を受けて個人事業者となったとき 当該譲渡を受けた者

キ アからカまでに定めるもののほか、発注機関が承継の承認の申請が必要と認めたとき 当該申請が必要と認められた者

（２） 前号の申請をしようとする者は、承継承認申請書に第４項に規定する書類及び当該承継を証する書類を添付して、発注機関に提出するものとする。ただし、発注機関においてその必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (3) 入札参加資格の承継について発注機関の承認を得たときは、直ちに資格者名簿を訂正して、当該申請をした者にその結果を通知するものとする。

11 入札参加資格の取消し

- (1) 発注機関は、有資格者が、特別の理由がある場合を除き、次のいずれかに該当する場合は、当該資格を取り消すものとする。

ア 第2項第1号、第2号及び第6号のいずれかに該当することとなったとき。

イ 申請書及びその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたと認められるとき。

ウ 有資格者から資格の取消しの申出があったとき。

- (2) 発注機関は、有資格者が第9項の規定により変更の届出をする必要があるにもかかわらず、当該届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

- (3) 発注機関は、前2号の規定により資格を取り消したときは、資格者名簿から抹消するとともに、当該取消しに係る者に通知するものとする。

12 特定調達契約等について

- (1) 中小企業者参加奨励契約とするかどうかの判断に当たっての基準

中小企業者参加奨励契約とするかどうかの判断に当たっては、その都度、当該契約における技術的適正、適正な競争原理の確保等に留意するものとする。

- (2) 特定調達契約等に該当する契約の種類

予定価格（税込）が、特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額である物品等又は特定役務の調達について、特例政令の規定を適用する。

- (3) 有資格者は、登載業種数の上限（資格者名簿と特定調達契約等名簿（特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号）に規定するものをいう。以下同じ。）との登載業種数を合わせて第4項第3号の規定のとおりとする。）の範囲内で特定調達契約等名簿への業種及び営業種目の追加申請をすることができる。

- (4) 前号の申請をしようとする者で、資格者名簿と特定調達契約等名簿との登載業種数を合わせた数が第4項第3号に定める登載業種数の上限に達しているものは、資格者名簿に登載された業種の削除を申し出ることができる。

13 その他

- (1) 次の事項につき同意した上で、資格審査の申請をすること。

ア 資格者名簿に登載されていても、必ずしもカ(ア)から(カ)までに掲げる契約方式における競争入札、随意契約等に参加できるとは限らないこと。

イ 高松市が、高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領、高松市オープンカウンタ（定期一般競争見積）実施要領（平成25年9月1日施行）等（いずれも契約監理課ホームページに掲載）にあるとおり、市内企業への優先発注を行っている（一般競争入札又は公募型指名競争入札に係るその都度の公告等においても同様であり、また、高松市長以外の発注機関においても、同様である。）こと。

ウ 高松市が、高松市中小企業基本条例（平成24年高松市条例第92号）、高松市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画、高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領（令和元年8月28日施行）等にあるとおり、高松市内に事務所又は事業所を有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている中小企業者（高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領に定めるところによる。）及び市内企業（高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領に定める市内企業をいう。）への優先発注を行っている（高松市長以外の発注機関においても、同様である。）こと。

エ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）別表各号又は高松市病院局指名停止等措置要綱（平成25年高松市病院局告示第6号）別表各号の措置要件に該当した場合は、指名停止等の措置を受けること。

オ 次の事項がインターネット等を利用して公表されること。また、(イ)に掲げる事項については、報道発表が行われること。

(ア) 資格者名簿の登載事項

(イ) エによる指名停止の措置、入札参加資格の取消しを受けた場合は、その事実

(ウ) 競争入札及び随意契約の結果（案件名、契約の相手方の名称及び所在地、契約金額、入札参加者の名称及び入札金額等）

カ 市が、資格者名簿について、次の区分に応じた利用をすること。

(ア) 指名競争入札 資格者名簿において案件に応じた業種及び営業種目への登載のある企業から指名企業を選考することを基本としていること。また、必要があるときは、申請書類の記載内容も、指名の参考とすること。

(イ) 随意契約 (ア)に準じた取扱いとすること。

(ウ) オープンカウンタ（定期一般競争見積） 公表案件ごとに定める資格者名簿への登載要件において、当該案件に応じた業種及び営業種目への登載がされていることを参加資格の一つとすることを基本としていること。

(エ) 一般競争入札（特定調達契約等に係るものを含む。） 案件ごとに定める資格者名簿への登載要件において、当該案件に応じた業種への登載か、あるいは当該案件に応じた業種及び営業種目への登載がされていることを参加資格の一つとすることを基本としていること。

(オ) 公募型指名競争入札 この方式を採用する案件は少ないことが予想されるが、(エ)に準じた取扱いとすること。

(カ) その他の契約方法 (ア)から(オ)までを参考に、その内容に応じて利用方法を決定すること。

(2) 電子入札システムにより市に対してなされた電磁的記録による資格審査の申請及び変更の届出は、発注機関に対してなされたものとみなす。